

しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園

指定管理者募集要項

令和5年9月

伊 予 市

しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

平成 15 年 6 月に地方自治法が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度が導入された。

伊予市（以下「市」という。）では、法の趣旨を尊重し、公の施設の管理運営には積極的に指定管理者制度を活用することとしており、公園施設についても、施設の目的を最大限発揮し、かつ、最も効率的な運用が図れるよう、伊予市公園条例（平成 17 年伊予市条例第 159 号。以下「公園条例」という。）第 19 条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせることとした。

指定管理者の指定に当たっては、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年伊予市条例第 197 号。以下「指定手続条例」という。）第 2 条の規定により広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集する。

今回の募集では、①しおさい公園の指定管理者としての管理運営事業と②ふたみ潮風ふれあい公園の指定管理者としての管理運営事業を行う一事業者を選定します。なお、一施設のみの応募は認めない。

2 施設の概要

(1) しおさい公園

- | | |
|-----------|--|
| ① 施設の名称 | しおさい公園 |
| ② 位 置 | 伊予市森甲 9 1 番地 1 |
| ③ 設 置 目 的 | 市民の健康増進及び余暇活動の向上を図ること。 |
| ④ 敷 地 面 積 | 1 3 3, 3 4 1. 3 3 m ² |
| ⑤ 建 物 面 積 | 4, 7 9 3. 5 6 m ² （市民体育館ほか） |
| ⑥ 施 設 内 容 | ア. 市民体育館（1 階：バレーボールコート 3 面、トレーニング室 2 階：卓球等）
イ. 市民球場（両翼 95m、電光式スコアボード等）
ウ. 市民競技場（陸上トラック 400m、ソフトボール 2 面、サッカー、ホッケー等利用可）
エ. 市民テニス場（6 面、センターコート含む。）
オ. 親水広場
カ. 芝生広場
キ. わくわく子ども王国（大型複合遊具）
ク. ちびっこカート
ケ. グラウンドゴルフ場
コ. サブ球技場（ゲートボール 2 面）
サ. その他公園施設 |

※イ、ウの施設については令和 5 年度発注工事により、照明灯の LED 化を行うこととしている。

(2) ふたみ潮風ふれあい公園

- ① 施設の名称 ふたみ潮風ふれあい公園
- ② 位 置 伊予市双海町高岸乙869番地2ほか
- ③ 設置目的 市民の健康増進及び余暇活動の向上を図ること。
- ④ 敷地面積 126,629.82㎡
- ⑤ 建物面積 885.22㎡ (潮風ふれあいの館ほか)
- ⑥ 施設内容 別図(施設の概要)のとおり
 - ア. 潮風テニスコート(5面、半面コート1面)
 - イ. 潮風みどりの広場(面積15,200㎡)
 - ウ. 潮風レストハウス(建物建築面積204.7㎡)
 - エ. 潮風ふれあいの館(建物延べ面積680.5㎡)
 - オ. 潮風キャンプ場
 - カ. 潮風ロッジ
 - キ. その他公園施設

3 申込をすることができる団体の資格等

(1) 申込資格

指定管理者の指定を受けようとする団体は、法人又はその他の団体で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者。
- ③ 市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公平な手続きを妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ④ 国税及び地方税を滞納している。(納税義務がない場合はその理由)
- ⑤ 暴力団。(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)
- ⑥ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体。
- ⑦ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者若しくは管理人を含む。)のうちに、次の各号のいずれかに該当する者がいる団体。
 - ア 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項において準用する場合も含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。
 - イ 法律行為を行う能力を有しないもの。
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - エ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

カ 暴力団の構成員等。

(2) 申込資格の留意事項

- ① 団体は、法人、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申請資格を有さない。
- ② 複数の団体が共同して応募することも可能であるが、その場合は、かならず代表団体を選定すること。

4 申込期間等

(1) 受付期間

令和 5 年 9 月 4 日（月）から 10 月 2 日（月）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日休日は除く。）とする。

(2) 提出先

〒 7 9 9 - 3 1 9 3 伊予市米湊 8 2 0 番地

伊予市産業建設部都市整備課 (089) 909-6360 [直通]

5 選定の基準

(1) 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、伊予市公の施設における指定管理者選定委員会（伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に条例施行規則（平成 17 年市規則第 142 号）第 5 条。以下「選定委員会」という。）において、次の基準に照らし、書類審査（一次審査）及びプレゼンテーションによる総合評価を行う。審査の結果、最低基準点数（満点の 6 割）を満たし、最高得点を得た者を、施設の管理を行うに最も適当と認める団体として指定管理者候補者に選定する。

なお、申請者が 1 者のみの場合であっても、審査は実施し、獲得した評価点の 6 割以上を満たしている場合は、施設の管理を行うにふさわしい者であったと判断し、指定管理者候補者として選定する。

審査の手順については、公園指定管理者選定要項を参照すること。

①採点表

採点区分	選定基準	配点
1. 公平性	住民の平等利用が確保されること	20
2. 効果性	事業計画書の内容が対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮させるものであること	20

3. 効率性	事業計画書の内容が公園特性を踏まえた効率的なものであること	10
4. 安定性	施設の管理運営を安定して行う人的能力及び物的能力を有していること	20
5. 貢献性	施設が所在する地域の振興及び活性化に貢献できるものであること	20
6. 自主事業	公園の特性を生かした自主事業をおこなうこと	10
7. 価格	指定管理料の総額（消費税及び地方消費税を含む）	20
合 計		120

(2) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

- ① 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかったとき。
- ② 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したとき。
- ③ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- ④ 申請書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 選定委員会委員に個別に接触したとき。
- ⑥ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- ⑦ 募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- ⑧ その他不正な行為があったとき。

6 管理の基準及び業務の範囲

公園条例その他の規定に基づき指定管理業務を行わなければならない。施設を適正に管理するうえで、必要不可欠な業務運営の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 開園時間

有料施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、当該利用時間を変更することができる。

(2) 休園日

有料施設の休園日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、当該休園日を変更することができる。

(3) 利用の許可

- ① 有料施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- ② 指定管理者は、有料利用を許可する場合は、必要な条件を付することができる。

(4) 利用許可の取消し等

指定管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- ① 公園条例に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。
- ② 建物又は設備を損傷又は滅失するおそれがあるとき。

- ③ 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- ④ 利用の許可条件に違反したとき。
- ⑤ その他施設の管理又は運営上支障があるとき。

(5) 利用料金の設定と減免

① 利用料金の設定

有料施設の利用料金は、別表第2に定める額を限度として、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

② 利用料金の減免

指定管理者は、施設の設置目的に従って利用する場合で、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(6) 施設の情報発信及び集客・利用促進業務

指定管理者は、次の業務も行わなければならない。

- ① 広告・宣伝等の情報発信
- ② ホームページの作成・管理
- ③ その他集客・利用促進に関する業務等

(7) 業務の範囲等

① 留意事項

ア 指定管理者は、施設を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じ最も効率的に運用しなければならない。

イ 地方自治法、公園条例及び伊予市個人情報保護条例（平成17年伊予市条例第18号）など、業務を行うに当たり関係法令を遵守すること。

ウ 指定管理者が行う業務は、原則、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、事前に市長の承認を受けた場合は、業務の一部を専門の事業者へ委託することができる。

② 指定管理者が行う業務

ア しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園の維持管理に関する業務

イ しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園の利用許可に関する業務

ウ しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園の運営に関する業務

エ 前各号に掲げるもののほか、しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園の設置目的を達成するために必要な業務

7 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年(2024)4月1日(月)から令和11年(2029)3月31日(土)までとする。

8 申請の方法

(1) 申請方法は、申請書等の書類を持参又は郵送とする。

(持参の場合は、10月2日午後5時15分までに到達したものを有効とする。郵送の場合

合は、10月2日の消印有効とする。)

(2) 申請書等提出書類は申請書に記載のとおり、市が定めた所定の様式を使用すること。様式は市公式ホームページ上からダウンロードすること。詳しくは、伊予市産業建設部都市整備課まで問い合わせること。

(3) 提出部数は、正本1部、副本5部とする。様式サイズは日本工業規格A4版、文字ポイントは10ポイント以上とすること。

(4) 申請に当たっての留意事項

- ① 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは認めない。
- ② 申請者一団体に付き、申請は1回のみとする。また、複数の事業計画書を提出することはできない。
- ③ 書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出を依頼することがある。
- ④ 申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届を提出すること。

9 その他

(1) 管理運営収入

指定管理者は、次に掲げる各号の収入を得ることができる。

- ① しおさい公園
 - ア 利用料金（有料施設の利用に係る料金：4か年（H31～R4）平均19,211千円/年）
 - イ 各種事業からの収入（指定管理者が市長の承認を得て行う自主事業による収入）
- ② ふたみ潮風ふれあい公園
 - ア 利用料金（有料施設の利用に係る料金：3か年（R2～R4）平均4,176千円/年）
 - イ 各種事業からの収入（指定管理者が市長の承認を得て行う自主事業による収入）

(2) 維持管理経費

- ① 指定管理業務に係る経費は、指定管理者の負担とし、利用者からの利用料金、市からの指定管理料及び事業収入で賄うこととする。ただし、決算により損失が生じた場合も補填は行わない。（維持管理費の実績については、担当課に確認すること。）
- ② 前記の指定管理業務に係る経費
 - ア しおさい公園施設内のLED照明器具のリース料を含む。（現在の指定管理者が締結したリース契約を承継すること。）また、指定管理者の負担で、市民体育館と市民球場にAEDを設置すること。
 - イ ふたみ潮風ふれあい公園施設内のふれあいの館において、指定管理者の負担でAEDを設置すること。
- ③ 会計区分の独立と管理口座
指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、

団体自身の口座とは別の口座で管理しなければならない。

(3) 指定管理料

指定管理者が行う業務に要する費用のうち、市長が認めるものについて、市は指定管理料を支払う。指定管理料（5年間の総額）の上限額は、しおさい公園が 308,864,000 円、ふたみ潮風ふれあい公園が 96,270,000 円（それぞれ消費税及び地方消費税を含む）とする。

しおさい公園の市民球場及び市民競技場の照明灯を令和5年度にLED化するため、光熱水費を考慮した収支計画書とすること。

しおさい公園の修繕費（5年間の総額）は、56,100,000 円、ふたみ潮風ふれあい公園の修繕費（5年間の総額）は、8,580,000 円見込んでいるため、同額を計上すること。

指定管理料の額及びその支払い方法については、応募者の収入計画に基づき協議を行い、「基本協定」及び「年度協定」により定める。

なお、契約については「しおさい公園」「ふたみ潮風ふれあい公園」それぞれに契約及び支払いを行うものとする。

(4) 提出書類の著作権、情報公開

① 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

② 申請書類は、情報公開の請求により開示することがある。

(5) 市と指定管理者との責任分担

本施設の管理運営に関する指定管理者と市の責任分担は、概ね次のとおりとし、詳細は市と指定管理者とで締結する協定で定める。

項目	内容	市	指定管理者
運営の基本的考え方	施設の特色化		○
条例等の改正	利用料金	○	
施設（建物・付属施設・機械設備・遊具・樹木他）	保守点検、維持管理		○
安全衛生管理			○
災害時における初期対応	待機、連絡体制確保、災害調査・報告、応急措置	（指示）	○
災害復旧	本格復旧	○	
施設の大規模改修		○	
修繕	小規模な修繕（1件30万円以下）		○

天災時の不可抗力	天災等指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）		○
	市の責に帰すべき理由により生じた損害	○	
苦情対応	受注した業務に係る苦情対応		○
施設の火災保険	火災保険（共済）加入	○	

(6) 目的外使用等の取扱い

本施設において、自動販売機や物品販売等目的外使用の許可を受けようとする者があるときは、市長に対する申請は指定管理者が行うこととし、指定管理者は、市の規定に基づく使用料を納入しなければならない。

また、使用許可の期限は、5年以内とする。なお、公園内に既に設置されている自動販売機については、許可の範囲内で現行どおり継続して設置を認めることとする。

(7) その他

① 募集要項及び申請書類の配布

令和5年9月4日（月）午前8時30分から伊予市公式ホームページ上で配布する。

② 現地説明会

令和5年9月13日（水）午前10時00分から、しおさい公園施設の現地説明会を行う。（受付開始：午前9時30分）午後1時30分から、ふたみ潮風ふれあい公園施設の現地説明会を行う。

参加を希望する者は、9月12日（火）午後5時15分までに連絡のうえ、指定の時間までにしおさい公園市民体育館1階会議室に集合すること。まずは、しおさい公園から現地説明を行い、午後からふたみ潮風ふれあい公園へ移動し現地説明を行う。

なお、現地説明会への参加は、1団体当たり3人までとする。

③ 質問事項及び回答

指定管理に係る質問事項を、令和5年9月19日（火）午後5時15分まで受け付ける。別表第3の所定様式により、メールで提出すること。様式は市公式ホームページ上からダウンロードすること。

上記締め切り期限までに質問のあった事項については、公式ホームページ上で令和5年9月26日（火）に一斉回答する。

※ 連絡先

伊予市米湊820番地

伊予市産業建設部都市整備課 Tel. 089-909-6360

※ 公式ホームページアドレス <http://www.city.iyo.lg.jp>

※ Eメールアドレス toshiseibi@city.iyo.lg.jp

④ 資料の閲覧

公園台帳等の閲覧を希望する場合は、産業建設部都市整備課へ連絡し、予約のうえ、閲覧すること。閲覧時間は、令和5年9月4日(月)から9月19日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

⑤ プレゼンテーション

ア 応募団体多数の場合は、申請された提出書類に基づく審査を行い、これにより上位5団体程度を選出し、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションへの出席依頼の有無については、全応募団体に10月10日(火)までに通知する。

イ 書類審査は選定委員会を参集し行う。書類審査における選定の基準は、申請書類の別添様式1及び様式5を中心に評価を行うこととする。

⑥ 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要となる。候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決を得ることとなる。

市長は指定管理者を指定したときは、指定手続条例第6条の規定に基づき、告示を行うとともに指定した団体に文書で通知する。

⑦ 協定の締結

ア 市と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、市と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、指定の期間を通じての管理業務を定める基本協定と年度別協定を締結する。

イ 協定の内容は、次のとおりとする。

- a 指定期間に関する事項
- b 事業計画に関する事項（自主事業を含む。）
- c 利用料金に関する事項
- d 事業報告及び業務報告に関する事項
- e 指定管理料に関する事項
- f 個人情報の保護に関する事項
- g 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
- h その他必要となる事項

ウ その他

協定で定めた事項については、基本的に改定は行わない。ただし、特別の事情があ

るときは、協議のうえ、協定を改定することができる。

なお、しおさい公園・ふたみ潮風ふれあい公園それぞれに協定の締結を行うものとする。

(ふたみ潮風ふれあい公園については、協定期間を短縮する場合がある。)

⑧ 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者(以下「指定管理者等」という。)が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがある。

ア 市議会において指定に係る議案が否決されたとき。

イ 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

エ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

カ この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

キ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が発生したとき。

⑨ 指定期間満了前の取り消し

ア 市による指定の取り消し

市は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。

a 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。

b 指定管理者が市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

c 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

d 自らの責に帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

イ この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

ウ 資金事情の悪化等より、業務の遂行が確実にないと認められるとき。

エ その他市長が必要と認めるとき。

⑩ 指定期間満了前の取り消しの措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合において、指定管理者に損害が生じて、市は賠償の責めを負わない。また、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。

イ 指定管理者は、管理をしなくなった当該施設又は設備を速やかに原状回復しなければならない。

ウ 指定管理者は、指定期間満了前に指定の取り消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次の指定管理者が円滑かつ支障なく、指定管理業務を遂行できるよう引継ぎを行わなければならない。

エ 指定管理者が持ち込んだ備品等（Ⅲ種）があるときは、その取扱いを市と協議すること。

別表第 1

(1) しおさい公園 開園時間及び休園日

施設名称	開園時間	休 園 日
伊予市民体育館	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	毎週月曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
伊予市民球場	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	毎週月曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
伊予市民テニス場	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	毎週月曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
伊予市民競技場	午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	毎週月曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
ちびっこカート	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	毎週月曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
グラウンドゴルフ場	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	毎週月曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
サブ球技場	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	毎週月曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を用いる。

(2) ふたみ潮風ふれあい公園 開園時間及び休園日

施設名称	開園時間	休 園 日
潮風テニス場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで	毎週火曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (火曜日が休日の場合は、その翌日)
潮風みどりの広場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで	毎週火曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (火曜日が休日の場合は、その翌日)
潮風レストハウス	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで	毎週火曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (火曜日が休日の場合は、その翌日)
潮風ふれあいの館	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 宿泊者は、午後 4 時から翌 日午前 10 時まで	毎週火曜日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (火曜日が休日の場合は、その翌日)

潮風キャンプ場	午後2時から翌日午後1時まで	毎週火曜日及び12月28日から翌年1月4日まで(火曜日が休日の場合は、その翌日)
潮風ロッジ	午前8時30分から午後10時まで 宿泊者は、午後4時から翌日午前10時まで	毎週火曜日及び12月28日から翌年1月4日まで(火曜日が休日の場合は、その翌日)

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

別表第2

利用料金

1 公園施設を設け、又は管理する場合

区 分	単 位	金 額
公園施設を設ける場合	1 m ² 1月につき	60 円
市が設置する公園施設を管理する場合	1 m ² 1月につき	160 円

2 公園を占用し、又は公園において行為をする場合

区 分	単 位	金 額
行商、募金その他これらに類する行為 (第3条第1項第1号)	1 m ² 1日につき	11 円
業として写真又は映画の撮影行為 (第3条第1項第2号)	写真	写真機1台1月につき 110 円
	映画	1時間につき 1,050 円
興行を行うこと。 (第3条第1項第3号)	1 m ² 1日につき	11 円
競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (第3条第1項第4号)	1 m ² 1日につき	11 円

(注)

- 1 使用面積が1 m²未満のときは1 m²とし、使用面積に1 m²未満の端数があるときはこれを切り上げて計算する。
- 2 使用時間が1時間未満のときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げて計算する。
- 3 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1か月に満たない場合は、その月の日数に応じて日額計算により計算する。ただし、計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3

施設利用料金

(1) しおさい公園

1 伊予市民体育館

使用区分				使用料				備考
				8時30分 から12時 まで	12時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	8時30分 から21時 30分まで	
専用 使用 する 場合	アリーナ	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴収しな いとき	7,130円	11,950円	11,950円	28,600円	アマチュアス ポーツの入場 料を徴収しな いときで、床 面積の3分の 1、2分の1、 3分の2に限 って使用する 場合は、各々 の割合に相当 する額とする。
			入場料を徴収する とき	21,590円	35,940円	35,940円	86,220円	
		アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴収しな いとき	43,170円	72,080円	72,080円	176,110円	
		以外の もの	入場料を徴収する とき又は営利目的 のとき	86,430円	144,160円	144,160円	352,320円	
		会議室		1,370円	1,890円	2,520円	4,930円	床面積の3分 の1及び3分 の2に限って 使用する場合 は、各々の割 合に相当する 額とする。
個人 使用 する 場合	使用区分			使用料				備考
	トレーニング室	一般及び高 校生以上	普通	1人1回		290円		
			回数券	11枚つづり		2,900円		
	卓球場	一般及び高校生以上		1面1時間		390円		
			中学生以下	1面1時間		160円		
	アリーナでの部 分使用	一般及び高校生以上		1人1時間		320円		
中学生以下			1人1時間		160円			

(注)

- 1 市内居住者以外の者が専用使用する場合は、次の算式に基づき算定した割増使用料を徴収する。

割増使用料＝使用料×0.2

2 次に掲げる施設の専用使用において冷暖房を使用する場合は、当該算式に基づき算定した冷暖房使用料を徴収する。

(1) アリーナ 冷暖房使用料＝使用時間×8,540円

(2) 会議室 冷暖房使用料＝(使用料＋割増使用料)×0.7

3 使用許可時間を超過した場合は、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。

超過使用料＝((使用料＋割増使用料)／使用許可時間)×1.3)×超過時間

4 割り増し使用量、冷暖房し容量または超過使用量の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 アリーナの部分使用については、専用使用がない場合に限るものとする。

2 伊予市民球場

使用区分	使用者	使用料			
		8時30分から 12時まで	12時から 17時まで	8時30分から 17時まで	17時から 21時30分まで
入場料を徴収しないとき	一般	4,720円	6,400円	9,430円	6,400円
	学生等	2,830円	3,780円	5,560円	3,780円
入場料を徴収するとき	一般	—	—	19,180円	12,790円
	学生等	—	—	11,420円	7,650円

(注)

- 1 市内居住者以外の者が使用する場合は、上記使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

3 伊予市民テニスコート

単位	使用区分	使用者		使用料
1面1時間当たり	入場料を徴収しないとき	一般	市内	910円
			市外	1,050円
		学生等	市内	540円
			市外	630円
	入場料を徴収するとき	一般	市内	1,790円
			市外	2,100円
		学生等	市内	1,050円
			市外	1,260円

(注) 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

4 伊予市民競技場

使用区分			使用者	使用料			
				8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで	17時から21時30分まで
専用使用する 場合	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般	6,290円	8,280円	12,470円	8,280円
			学生等	3,780円	5,030円	7,440円	5,030円
		入場料を徴収するとき	一般	12,580円	16,660円	25,040円	16,660円
			学生等	7,550円	10,060円	14,990円	10,060円
	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	一般	37,720円	50,290円	75,330円	50,290円
			学生等	22,630円	30,180円	45,160円	30,180円
		入場料を徴収するとき	一般	75,430円	100,580円	150,760円	100,580円
			学生等	45,260円	60,350円	90,410円	60,350円
個人使用する 場合	区分	使用者	使用料		備考		
		1人1回	一般	160円			
	回数券	一般	1,600円	11枚つづり			
		学生等	1,000円				

(注)

- 1 市内居住者以外の者が使用する場合は、上記使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。
- 3 半面を専用使用する場合の使用料の額は、上記使用料の50パーセントとする。
- 4 個人使用する場合は、個人が陸上競技を目的として使用することをいう。この場合において、トラック内側フィールド内芝生部分の使用をすることはできない。また、他の団体等が使用している場合においては使用を制限する場合がある。

5 ちびっこカート

単位	使用料
1回当たり	100円

6 グラウンドゴルフ場

単 位	使 用 者		使 用 料	備 考
1面1時間当たり	一 般	市内	3,260円	
		市外	3,920円	
	学生等	市内	1,960円	
		市外	2,350円	

(注)

- 1 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

7 サブ球技場

単 位	使 用 者		使 用 料	備 考
1面1時間当たり	一 般	市内	1,230円	
		市外	1,470円	
	学生等	市内	740円	
		市外	880円	

(注)

- 1 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

8 伊予市民体育館設備及び器具の使用料

設備・器具名	単 位	入場料を徴収しな いとき	入場料を徴収するとき
ステージ照明装置	1式1回につき	3,200円	6,410円
アリーナの放送設備	1式1回につき	3,200円	6,410円
会議室用放送設備	1式1回につき	320円	640円
電光得点表示装置	1式1回につき	210円	420円
フロアーシート	全面1回につき	3,200円	6,410円

(注) フロアーシートについては、面積割合とする。

9 伊予市民球場設備及び器具の使用料

使 用 区 分		使 用 料		
放送設備		午前 1,060円	午後 1,600円	全日 2,130円
得点表示装置		1試合 540円		
夜間照明設備	全灯	1時間 7,550円		
	半灯	1時間 5,030円		

10 伊予市民テニス場設備及び器具の使用料

設備・器具名	単 位	使 用 料	備 考
夜間照明設備	2時間 ただし、センターコートは 1時間30分	1,260円	
放送設備	1時間	320円	

11 伊予市民競技場設備及び器具の使用料

使 用 区 分		使 用 料		
放送設備		午前 1,050円	午後 1,580円	全日 2,100円
夜間照明設備	全 灯	2時間	13,620円	
	陸 上	2時間	8,280円	
	サ ッ カ ー	2時間	6,710円	
	ソフトボール1面	2時間	3,250円	
	ゲートボール場	2時間	160円	

(2) ふたみ潮風ふれあい公園

1 潮風テニス場

単 位	使用者	使用料	備考
1面1時間当たり	市内	630円	
	市外	760円	
半面（練習用）1時間当たり	市内	240円	練習用
	市外	280円	

(注) 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。

2 潮風みどりの広場

使用者		使用料			備考
		8時30分から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	
一般	市内	1,890円	2,730円	2,730円	半面を使用する場合の使用料の額は、使用料の50パーセントとする。
	市外	2,200円	3,250円	3,250円	
学生等	市内	1,050円	1,580円	1,580円	
	市外	1,260円	1,890円	1,890円	

(注)

- 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。
- 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

3 潮風レストハウス

使用者		使用料					
		8時30分から 12時まで		12時から 17時まで		17時から 22時まで	
		通常使用	冷暖房使用	通常使用	冷暖房使用	通常使用	冷暖房使用
一般	市内	640円	960円	930円	1,370円	930円	1,370円
	市外	770円	1,050円	1,050円	1,470円	1,050円	1,470円
学生等	市内	380円	570円	550円	820円	550円	820円
	市外	460円	640円	650円	930円	650円	930円

(注)

- 1 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

4 潮風ふれあいの館

施設名称	使用料	宿泊料	備考
研修室 (1階)	8時30分から12時まで 2,620円 12時から17時まで 3,880円 17時から22時まで 3,880円 8時30分から22時まで 8,910円		1 宿泊者の使用時間は、原則として16時から翌日の10時までとする。
体験学習室	8時30分から12時まで 1,790円 12時から17時まで 2,620円 17時から22時まで 2,620円 8時30分から22時まで 6,080円	1室 9,430円 中学生以上 1,580円 小学生 1,050円 小学生未満 790円	2 前記1の使用時間を超過して引き続き部屋を使用する場合は、左記に定める使用料を加算する。ただし、2泊以上継続して使用する場合は、左記の宿泊料に泊数を乗じた金額とする。
宿泊室 (6畳)	10時から16時まで 1室につき1,680円	1室 2,310円 中学生以上 1,580円 小学生 1,050円 小学生未満 790円	3 宿泊料(部屋代を除く。)の小学生未満とは、幼稚園児、保育所入所児童等をいう。
研修室 (2階)	10時から16時まで 1日 8,280円	1室 9,430円 中学生以上 1,580円 小学生 1,050円 小学生未満 790円	
厨房・食堂	1回 2,310円		宿泊者が厨房・食堂を使用する場合は、無料とする。

5 潮風キャンプ場

区分	使用料	備考
1 区画24時間以内	790円	1 使用時間は、14時から翌日の13時までとする。 2 超過時間 1時間当たり50円を追加する。

6 潮風ロッジ

区分	使用料	備考
宿泊	1 棟当たり 4,720円	1 宿泊者の使用時間は、16時から翌日の10時までとする。 2 連泊は、4,720円に泊数を乗じた金額とする。
休憩	1 時間当たり 330円	3 超過時間 1時間当たり340円を追加する。

7 潮風テニス場設備使用料

設備名	単位	使用料	備考
夜間照明設備	1 時間	630円	

8 潮風みどりの広場設備使用料

設備名	単位	使用料	備考
夜間照明設備	1 時間	1,890円	

別表第4

自動販売機の占用料

設置位置	算定基準
屋内	占用面積 1㎡当たり、1か月につき、2,100円（入札、公募等を経て許可をする場合は、当該入札、公募等の落札金額等）
屋外	占用面積 1㎡当たり、1か月につき、1,050円（入札、公募等を経て許可をする場合は、当該入札、公募等の落札金額等）
(注)	
1 面積の計算は、小数点以下第2位を切り上げるものとする。	
2 期間が1か月に満たないときは、1か月として計算する。	